

「自動車事故に遭遇！そのときあなたは・・・」

車に乗る以上、交通事故が発生する可能性はゼロではありません。
いざというときにパニックにならず、落ち着いて行動するためには、「事故の際は何をすればよいか」を把握しておくことが大切です。

ここでは、交通事故が起きた時の対応手順のポイントを解説します。

1. まずはケガ人の救護を優先してください。

ケガ人がいたら救護を行い、状態によっては救急車を手配してください。

2. 事故現場の安全確保のため、車の移動や後続車へ注意喚起

事故場所の通行の妨げ、二次的な事故発生、ご自身の身の危険性がある場合は車両の移動や発煙筒、三角停止板を利用します。



3. 警察に事故発生を報告してください。ケガ人がいるときはもちろん、

ケガ人がいない「物」に対する事故の場合も必ず警察に連絡してください。

警察は事故発生事実を確認し交通事故証明書を発行します。

事故の客観的な証明がないと、事故との因果関係が明確にならず後でトラブルになることがあります。



4. 事故相手と連絡先など以下の情報をできるだけ取得してください。「氏名・住所・連絡先」

・「相手の加入保険会社名（任意保険の会社名）」・「相手車両の車名・登録ナンバー」
名刺交換や相手の同意を得た上でスマートフォンでの撮影する手段もあります。

5. 写真や動画を使って証拠保全「車の損傷箇所の写真」

「事故発生日時・場所（目立つ建物・近くの電柱の住所表記など）」

・走行時速・渋滞中などの走行状況・信号や工事の有無、路面状況

・ドライブレコーダーの映像がある場合はその映像がその後の走行で

上書きされないようにSDカードは抜く・目撃者の連絡先と証人の依頼



6. 警察の捜査に協力 警察から聞かれたこと、発言をメモしておいた方がよいです。

7. 保険会社への連絡 できるだけ早く保険会社や代理店に上記内容を連絡してください。

レッカーが必要な場合もその旨伝えてください。

8. ケガがなくても身体に違和感があったら念のため病院に行ってください。事故直後は大したことのないケガだと思っても、あとから症状が出てくる場合があります。

特にお子様、お年寄りには症状を訴えにくいので配慮ください。事故から2週間後以降の通院は、事故によるケガと認めてもらえない場合があります。

<その他注意事項>

・事故直後に、相手とその場で示談交渉やお金の受け渡しは控えてください。

示談は口頭でも成立します。後日、新たな損害が判明しても十分な賠償が得られないおそれがあります。

・事故の際に「ドラレコ映像」があると、事故解決がスムーズです。ぜひ装備をお勧めします。

損保ジャパンでは「つながるドラレコ」として専用のドライブレコーダーの特約をご用意しています。

ドライブレコーダーの映像は直接損保ジャパンに送られ、

上記の多くの情報が自動送信されます。

弊社では状況の把握からその後示談交渉まで

スムーズに対応をすすめてまいります。

そのほかに弊社では修理業者のご紹介等、

皆様を幅広くサポートさせていただきますので

ご相談ください。



(一般社団法人日本損害保険協会 交通事故被害者のための情報サイト 交通事故被害者サポートナビ)

ロイド かわら版

令和7年

春号

発行所

保険代理店ロイド

今月の 社員紹介！

ロイドに入社して16年、事務担当の中村です。私は花を見るのが大好きで、去年は長年の夢だった富良野の富田ファームのラベンダーを見に行ったり、皇居の桜と紅葉の通り抜けにも行きました。今年は花と温泉巡りをしたいと思っています。



<取扱代理店>



株式会社 保険代理店ロイド

(本社) TEL.0466-50-2510 FAX.0466-50-0749

(東京オフィス) 専用フリーダイヤル.0120-047-087

(本社営業時間：月～金 9:00～17:00 東京オフィス：月～金 9:00～12:00)

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店までお問合わせください。



iDeCoが活用しやすくなりました！

人生100年時代を迎え、老後が長くなるにつれ必要な資金も増加しています。

「老後のために年金額を増やしたい」「積み立てを始めたい」「自分年金を作りたい」と考える方にとって、国の税制優遇制度を活用するのは非常に有効な手段です。

その代表例としてあげられるのが個人型確定拠出年金であるiDeCoや、少額投資非課税制度であるNISAです。

2025年に予定されている年金制度改革ではiDeCoのさらなる拡充が計画されていますが、2024年12月にもiDeCoをより使いやすくするための改正が実施されました。以下、改正のポイントを簡単にご紹介します。

- 1. 加入手続きが簡略化**・・・企業年金がある会社でも、個人の口座から掛金を拠出する場合には勤務先からの「事業主証明書」が不要となりました。これによりこれまで事業主が証明していた企業年金の情報が、企業年金プラットフォームを通じて提供され、国民年金基金連合会が確認できるようになりました。
- 2. 掛金上限の引き上げ**・・・確定給付企業年金（DB）や国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度に加入している方のiDeCo掛金上限が、これまでの月額12,000円から20,000円に引き上げられました。これまではDB等の掛金が一律評価されていましたが、個々の加入状況に応じた公平な制度に見直されました。



iDeCoのメリットとして掛金は全額が所得控除の対象となり、税金や社会保険料を減らせる点があげられます。しかし60歳になるまで引き出すことができないことや、社会保険料の節約が万が一の保障（例：傷病手当金など）の減少につながる可能性もありますからこの点は注意が必要です。

ライフプランを考慮しつつ、掛金額を慎重に検討する必要がありますね。

老後資金の準備は早めの計画が重要です。

ライフプランやiDeCoに関するご相談は、ロイド担当者にお問い合わせください。

* 出典：政府広報オンライン

マイナンバーカードの健康保険証利用

健康保険証として利用登録を行ったマイナンバーカード「マイナ保険証」をご存じですか？

令和6年12月2日をもって、従来の健康保険証の新規発行は終了します。

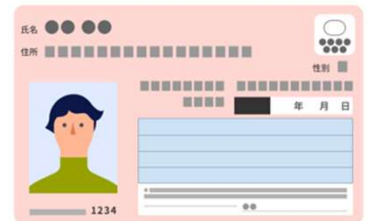
健康保険証は有効期間内であれば1年間利用可能です（後期高齢者医療保険加入者は令和7年7月31日まで）。

その後、マイナ保険証への移行がありますが、マイナンバーカードをお持ちでない方や健康保険証利用登録をしていない方には、「資格確認書」が申請不要で無償交付されます。確認書を用いることで、これまで通り医療機関にかかることは可能です。

【マイナ保険証を利用するメリット】

- 1. 過去の病歴や処方薬のデータに基づいた医療を受けられる**
自分が忘れてしまっても、過去のデータを正しく医療機関に伝えることが可能になるというのは双方にとってメリットが高いといえるでしょう。
- 2. 高額医療費の支払いがスムーズに**
自己負担が限度額を超えた場合に必要になる適用認定証の手続きが不要となり、高額療養費の限度額を超過する支払いが免除されます。
- 3. 医療費免除申請が簡単に**
マイナポータルとe-Taxを連携することで、確定申告時の医療費免除申請が簡略化されます。
- 4. 医療現場の負担軽減と効率化**
業務の効率化により、医療機関での短縮や職員の負担軽減が期待されます。
- 5. 不正利用防止**
写真付きのマイナ保険証により、他人への健康保険証の貸し借りが防止されます。健康保険は税金や保険料で運営されており、資格のない人の不正使用は認められません。登録方法など詳しい手続きについては、QRコード厚生労働省のHPをご確認ください。持続可能で効率的な医療制度を支えるためにも、マイナ保険証の利用登録へご協力をぜひお願いいたします。

* 厚生労働省HP



厚生労働省
マイナ保険証利用

〈取扱代理店〉



株式会社 保険代理店ロイド

（本社）〒251-0055 藤沢市南藤沢23-6 富士見ビル4 F

TEL.0466-50-2510 FAX.0466-50-0749

（東京オフィス）〒166-0003 杉並区高円寺南4-26-16 芦野ビル4 F

東京オフィス専用フリーダイヤル.0120-047-087

（本社営業時間：月～金 9:00～17:00 東京オフィス：月～金 9:00～12:00）

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

